

笠松町総合計画条例

令和 2 年 6 月 2 2 日 条例第 1 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念及び将来像並びにその実現に向けた基本的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するため、各施策の基本方針及びその方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した方針を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

第 3 条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位計画として、総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、総合計画を策定するものとする。
- 3 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成 2 6 年法律第 1 3 6 号）第 1 0 条第 1 項に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「地方創生総合戦略」という。）と一体的な計画として、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

第 4 条 町長の附属機関として、笠松町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者

(2) 町議会議員

(3) その他町長が必要と認める者

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の所掌事務)

第5条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総合計画の策定に関する事項

(2) 総合計画の変更及び検証に関する事項

(3) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(審議会への諮問)

第9条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第10条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第11条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠松町総合計画審議会条例及び笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 笠松町総合計画審議会条例（昭和55年笠松町条例第17号）

(2) 笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例（平成27年笠松町条例第17号）

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画及び地方創生総合戦略は、この条例の規定により策定された計画とみなす。

(委員の任期の特例)

- 4 この条例の施行日以後、最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

◆策定体制

